

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	福祉医療に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

羽島市は、福祉医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

羽島市長

公表日

令和5年10月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	福祉医療に関する事務
②事務の概要	岐阜県福祉医療費助成制度に基づき、羽島市福祉医療費助成に関する条例及び羽島市福祉医療費助成に関する条例施行規則により、対象者に福祉医療費助成事務を行っている。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①乳幼児等の医療費助成事務 ②重度心身障害者の医療費助成事務 ③母子家庭等の医療費助成事務 ④父子家庭の医療費助成事務
③システムの名称	重心医療システム、乳幼児医療システム、ひとり親医療システム、宛名管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
重心医療システムファイル、乳幼児医療システムファイル、ひとり親医療システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・羽島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第31号)第4条 ・羽島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則(平成27年規則第42号)第3条、第4条及び第5条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成28年個人情報保護委員会規則第5号)第2条 ・羽島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第31号)第4条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部保険年金課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	羽島市総務部総務課 〒501-6292 岐阜県羽島市竹鼻町55番地 058-392-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	羽島市市民部保険年金課 〒501-6292 岐阜県羽島市竹鼻町55番地 058-392-1111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年2月28日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年2月28日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月22日	2. 特定個人情報ファイル名	福祉医療ファイル	重心医療システムファイル、乳幼児医療システムファイル、ひとり親医療システムファイル	事後	
平成28年3月22日	3. 個人番号の利用	利用までに制定する条例に規定する	番号法第9条第2項により市が制定する条例	事後	
平成29年6月27日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長	保険年金課長 加藤 光彦	山内 勝宣	事後	
平成29年6月27日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長	山内 勝宣	田中 文詞	事後	
平成30年6月7日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携①実施の有無	実施しない	実施する	事後	
平成30年6月7日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	記載なし	・番号法第19条第14号 ・第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則 ・番号法第9条第2項により市が制定する条例	事後	
令和1年6月25日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携①実施の有無	実施する	未定	事後	間違っ報告のため、訂正
令和1年6月25日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	・番号法第19条第14号 ・第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則 ・番号法第9条第2項により市が制定する条例	記載なし	事後	間違っ報告のため、訂正
令和1年6月25日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	田中 文詞	課長	事後	
令和1年6月25日	IVリスク対策	—	1～9項目まで新規追加	事後	様式改正に伴う変更
令和2年3月10日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	平成26年11月19日時点	令和2年2月28日	事後	評価書見直しに伴う変更
令和2年3月10日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	平成26年11月19日時点	令和2年2月28日	事後	評価書見直しに伴う変更
令和5年10月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	重心医療システム、乳幼児医療システム、ひとり親システム、宛名管理システム	重心医療システム、乳幼児医療システム、ひとり親システム、宛名管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	事前	独自利用事務届出のため
令和5年10月10日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第2項により市が制定する条例	・番号法第9条第2項 ・羽島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第31号)第4条 ・羽島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則(平成27年規則第42号)第3条、第4条及び第5条	事前	独自利用事務届出のため
令和5年10月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携①実施の有無	未定	実施する	事前	独自利用事務届出のため
令和5年10月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	記載なし	・番号法第19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成28年個人情報保護委員会規則第5号)第2条 ・羽島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第31号)第4条	事前	独自利用事務届出のため
令和5年10月10日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	接続しない(入手・提供)	(リスクへの対策)十分である	事前	独自利用事務届出のため